

意見書案第1号

消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年6月20日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 関戸 勇

〃 〃 加増 充子

〃 〃 山野井 隆

消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

コロナ禍や物価高騰などにより国民の暮らし、小規模事業者の営業は苦しくなるばかりです。消費税減税は物価高騰から暮らしと営業を守る上でも、また日本経済の回復にとっても最も効果的な物価対策であり、5%への減税は緊急に求められます。それにもかかわらず、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスは事務や消費税負担の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、コロナ禍から再起を図る事業者の重い足かせとなります。インボイス制度によって、新たに2,480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。

よって、国及び政府においては、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生のため下記の事項について要望します。

記

- 1 消費税5%減税を行うこと。
- 2 インボイス制度の実施は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣